

入札説明書

令和4年2月14日
契約担当者
公立大学法人国際教養大学
事務局長 兎澤 繁友

1. 入札に付する事項

(1) 工事名及び数量

国際教養大学こまち寮及びカフェテリア改修機械設備工事 一式

(2) 工事の仕様等

入札説明書及び設計書による。

(3) 予定工期

令和4年4月1日（金）から令和5年3月13日（月）まで

(4) 施工場所

秋田市雄和椿川字奥椿岱地内 公立大学法人国際教養大学

(5) その他

- ① 本入札においては、最低制限価格を設定する。
- ② 本工事は、特定建設工事共同企業体（以下、「共同企業体」という。）による共同施工とし、入札への参加にあたっては2に記載する要件を満たす必要がある。

2. 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する資格を有する者は、次のすべての要件を満たしている者とする。

(1) 共同企業体に関する要件

- ① 本工事は、共同企業体による共同施工であること。
- ② 共同企業体は2者又は3者による自主結成であること。
- ③ 各構成員の出資比率は、2者による共同企業体の場合はそれぞれ10分の3以上、3者による共同企業体の場合はそれぞれ10分の2以上とし、いずれの場合も代表者の出資比率は構成員の中で最大であること。
- ④ 本工事の入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でないこと。
- ⑤ 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受け、入札参加資格を有すると確認されていること。

(2) 共同企業体のすべての構成員に必要な要件

- ① 国際教養大学契約事務規程（平成16年規程第88号。以下「契約規程」という。）第8条及び第9条に該当しない者であること。
- ② 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第6条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
- ③ 令和3年度秋田県建設業者等級格付名簿の給排水暖冷房衛生設備工事A級に登載されていること。
- ④ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による管工事業の特定建設業許可を受けていること。
- ⑤ 管工事業について、請負契約を締結する日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降

に建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受けていること。

- ⑥ 建設業法第3条に規定する営業所のうち、主たる営業所（県内業者に準ずる県外業者の場合には営業所）を秋田県内に有すること。この場合において、県内業者に準ずる県外業者とは、次のすべての要件に該当するものとする。

ア 建設業法第3条の規定による主たる営業所を秋田県外に有し、かつ、従たる営業所を秋田県内に有すること。

イ 秋田県内の従たる営業所の社員（雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者及び常勤の役員に限る。）の合計が50名以上で、その90%以上が秋田県内居住者であること。

- ⑦ 1級管工事施工監理技士又は技術士（機械部門（選択科目を熱・動力エネルギー機器又は流体機器に係るものに限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を機械部門（選択科目を熱・動力エネルギー機器又は流体機器に係るものに限る。）、上下水道部門又は衛生工学部門に係るものに限る。））のいずれかの資格を有する者（入札参加者の構成員と直接的な雇用関係にあり、かつ入札参加資格の確認の日以前に3月以上の恒常的な雇用関係にある者に限る。）を監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）として本工事に専任で配置できること。

- ⑧ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

- ⑨ 競争入札参加資格確認申請期限の日から落札決定の日までの間において、秋田県又は本学の指名停止の措置を受けていないこと。

(3) 共同企業体の代表者に必要な要件

- ① (2)に記載した要件を満たすこと。

② 公告の日から過去10年間に本工事と種類をほぼ同じくする工事（以下「同種工事」という。）の契約を締結し、誠実に履行した証（契約書及び当該契約に係る支払いを確認できる資料等という。以下同じ。）を提出できること。なお、同種工事とは、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物に係る機械設備工事とする。

③ 本工事に専任で配置する監理技術者が、管工事業に係る監理技術者資格者証及び有効な監理技術者講習修了証を有し、かつ、同種工事に監理技術者等として従事した実績があること。

④ ②及び③の実績は、元請けとして施工したものに限り、この場合において、共同企業体として施工した実績であるときは、当該共同企業体への出資比率が15%以上であるものに限る。

3. 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び設計書の交付をする場所並びに問い合わせ先

郵便番号 010-1292 秋田県秋田市雄和椿川字奥椿岱193番地2

公立大学法人国際教養大学事務局総務課 山本、小野

電話 018-886-5865

ファクス 018-886-5910

- (2) 入札説明書及び設計書の交付方法

国際教養大学職員の労働時間、休日又は休暇等に関する規程（平成16年規程第34号）第7条に規定する休日（以下「大学休日」という。）を除き、入札公告の日から令和4年3

月 7 日（月）までの間、午前 9 時から午後 5 時までの時間に随時交付する。

4. 入札参加資格の確認の申請

入札に参加しようとする者は、次により理事長に申請し、参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出書類等

- ① 競争入札参加資格確認申請書（様式第 1 号）
- ② 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第 2 号）
- ③ 特定建設工事共同企業体協定書（様式第 3 号）
- ④ 2 - (2) ③～⑦及び 2 - (3) ①～④の要件を確認できる書類
- ⑤ 6 - (1) ②に該当するときは、すべての工事を誠実に履行した証

(2) 提出方法

持参又は郵送とする。

(3) 提出期間

大学休日を除き入札公告の日から令和 4 年 3 月 7 日（月）までとし、最終日は午後 5 時までに提出場所必着とする。

(4) 提出場所

3 - (1) に示す場所と同じとする。

(5) 提出部数

1 部

(6) 期限までに競争入札参加資格確認申請書等を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

(7) 入札参加資格の確認結果については、令和 4 年 3 月 15 日（火）までに書面をもって通知する。

(8) 競争入札参加資格確認申請書等を提出した者のうち、入札参加資格がないと認められた者で、不服のある者は、令和 4 年 3 月 17 日（木）までに、その理由について説明を求めることができる。

(9) 競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、当該申請書を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、開札前にあつては入札辞退届を、開札後にあつてはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。なお、書式は任意とする。

5. 入札

(1) 競争入札参加者等（競争入札参加者又はその委任状を有し、競争入札参加者に代わって入札を行おうとするもの（以下「代理人」という。）をいう。以下同じ。）は、説明書等（入札説明書、設計書、契約書案、その他の添付書類をいう。以下同じ。）を熟覧の上、入札しなければならない。

(2) 説明書等に疑義のある場合には、次により質問することができる。

- ① 質問受付期間 令和 4 年 2 月 28 日（月）午後 5 時まで
- ② 質問書の提出先 3 - (1) に示す場所と同じ。
- ③ 質問書の様式 質問者が任意に作成した書面による。
- ④ 回答期限 令和 4 年 3 月 3 日（木）
- ⑤ 回答方法 国際教養大学公式ホームページへの掲載による。

6. 入札保証金

- (1) 競争入札参加者は、自らが見積もる契約金額の100分の5以上の額面金額である有価証券又は現金をもって入札保証金を納めなければならない。ただし、次のいずれかに掲げる場合は入札保証金を免除する。
 - ① 競争入札参加者が保険会社との間に公立大学法人国際教養大学を被保険者とする入札保証保険契約を結んだとき。
 - ② 競争入札参加者が、過去2年間の間に国又は地方公共団体と同種工事の契約を2回以上締結し、これらをすべて誠実に履行しているとき。
- (2) 競争入札参加者等は、入札保証金又は入札保証保険証書を提出する場合は、入札の日に入札の場所に持参し、入札の時間前に提出しなければならない。
- (3) 競争入札参加者等が入札保証金を納めず、かつ、入札保証金を免除する要件を満たしていないときは、入札に参加できない。

7. 入札の日時及び場所

令和4年3月23日（水）午後4時

公立大学法人国際教養大学 管理棟4階 講堂

入札場所への入室は、同日午後3時45分からとする。

8. 開札の方法等

- (1) 開札は、入札者又はその代理人が出席のもとに行うものとする。なお、代理人が入札を行う場合は、別添委任状を要する。
- (2) 入札者又はその代理人が開札場所に入場しようとするときは、入札執行職員に身分証明書等を提示しなければならない。
- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者にくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれにかわってくじを引かせ、落札者を決定する。
- (4) 開札をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。
- (5) 入札は原則3回を限度とし、落札者のない場合は入札手続きのやり直し、又は国際教養大学会計規程（平成16年規程第84号）第36条第1項第6号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、入札価格の低い者を対象者として、随意契約の交渉を行うことがある。
- (6) 開札に立ち会う場所に持参するもの
 - ① 開札に立ち会う者の身分証明書（運転免許証等）
 - ② 再度の入札に使用する印鑑（印影の変化する印鑑を除く。）
 - ③ 委任状（代表者から入札等に関する委任を受けた者に限る。）
 - ④ 見積内訳明細書（入札書の積算内訳）

9. 契約の方法

契約の方法は一般競争入札とし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、そ

の端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10. 守秘義務等

この入札説明書の交付を受けた者は、公立大学法人国際教養大学から提供を受けた文書、図面、データ等のすべて(この入札説明書のほか、追加資料を含む。)について守秘義務を負い、第三者に漏らしてはならず、本件の調達手続き以外の目的(広告、宣伝、販売促進及び広報等を含む。)に使用してはならない。

11. 入札書の書き換え等の禁止

入札書の書き換え、引き替え、及び撤回はできない。

12. 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者のした入札

① 委任状を持参しない代理人のした入札

② 2に定めた資格のない者のした入札

(2) 入札参加資格申請書を提出しないまました入札

(3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札

(4) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札

(5) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札

(6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札

(7) 前各号に定めるほか、説明書等で指示した条件に違反すると認められる入札

13. 落札者の決定方法

契約規程第29条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で入札し、かつ最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、入札価格が最も低い者を落札者とする。

14. 入札者がくじを引かない場合に代わってくじを引く者

公立大学法人国際教養大学事務局総務課職員

15. 入札及び契約の公表

落札者と契約を締結した後、以下の事項を公表する。

(1) 入札の方法

(2) 入札参加者の名称

(3) 入札結果(入札額を含む。)

(4) 予定価格

(5) 契約の相手方の名称

16. 契約書の要否 要

17. 契約保証の要否 要
18. 契約条項
工事請負契約書案添付の契約事項による。
19. 支払条件
公立大学法人国際教養大学が行う検査に合格した後、適法な支払請求書に基づいて支払う。
20. その他
入札説明書の中で、確認書類等の提出を求められている場合は、その指示に従うこと。
21. 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨